

みやま市移住定住起業支援補助金制度

みやま市では、本市の雇用の創出による地域経済の活性化及び移住定住の促進を図るため、市内で新たに起業する方を対象に、予算の範囲内において、その経費の一部を補助します。

■補助対象者

【対象者】

対象者	必要な条件
市内在住者、移住後1年未満の者または1年以内に移住する者で、市内で新たに起業を行う者または創業後1年未満の者	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた創業塾等を受講すること。

■補助対象となる事業

【補助の主な要件】

- ・市内にお住まいの人、移住して1年未満の人または申請日後1年以内に市外から移住する人。
- ・市内に事業所を設置（開業）して1年未満の者又は申請日後1年以内に設置（開業）することが確実である個人または法人。
- ・税金等の滞納がないこと。
- ・事業に必要な許認可を取得すること。
- ・1週間のうち5日以上、かつ1日4時間以上営業すること。
- ・投資額（創業に必要な資金）の5分の1以上の自己資金を有すること。
- ・産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた創業塾を申請日前1年以内に受講した者若しくは申請日後1年以内に受講を予定している者。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業でないこと。
- ・過去にこの補助制度を利用していないこと。
- ・大企業の直営店となる事業でないこと。
- ・暴力団員及び暴力関係者等反社会的勢力でないこと。

■補助対象経費

- ・店舗等建築費及び改装費（住居部分の工事費及び借入費等は対象外）
 - ・店舗等借入費（事業開始の月から12箇月間）
 - ・設備費（機械装置及び備品等の購入費、12箇月間のリース料等）
 - ・委託費（外部委託費等事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託又は委任するための費用）
 - ・広報費（広報宣伝、パンフレット等の印刷費等）
 - ・商品開発費（試作品、サンプル、パッケージの製作等に係る第三者への外注費等）
- （※詳細は下記＜申請・問合せ先＞にご確認ください。）